

川崎市平成18年度第1号5年公債

発行要項

- | | | |
|-----------------|--|-------------------------|
| 1. 発行者の名称 | 川崎市 | 湘南信用金庫 |
| 2. 発行総額 | 金100億5,800万円 | 株式会社神奈川銀行 |
| 3. 発行の目的 | 平成17年度一般会計資金及び下水道事業会計資金 | 株式会社静岡中央銀行 |
| 4. 発行日 | 平成18年5月30日 | 株式会社東日本銀行 |
| 5. 各公債の金額 | 1万円 | 株式会社八千代銀行 |
| | 本公債については社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。 | セレサ川崎農業協同組合 |
| 6. 利率 | 年1.4パーセント | 14. 振替機関 株式会社証券保管振替機構 |
| 7. 発行価額 | 額面100円につき金99円55銭 | 15. 新証券コード JP214130A656 |
| 8. 償還金額 | 額面100円につき金100円 | |
| 9. 償還の方法及び期限 | | |
| | (1)本公債の元金は、平成23年5月30日にその全額を償還する。 | |
| | (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| | (3)買入消却は、いつでもこれを行うことができる。 | |
| 10. 利息支払の方法及び期限 | | |
| | (1)本公債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年5月30日及び11月30日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。 | |
| | (2)償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもってこれを計算する。 | |
| | (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。 | |
| | (4)償還期日後は、利息をつけない。 | |
| 11. 払込期日 | 平成18年5月30日 | |
| 12. 募集の受託会社 | 株式会社横浜銀行 | |
| 13. 総額引受会社 | | |
| | 株式会社横浜銀行 | |
| | 株式会社みずほ銀行 | |
| | 株式会社りそな銀行 | |
| | 株式会社三菱東京UFJ銀行 | |
| | 株式会社三井住友銀行 | |
| | 川崎信用金庫 | |
| | 城南信用金庫 | |
| | さわやか信用金庫 | |
| | 芝信用金庫 | |
| | 世田谷信用金庫 | |
| | 横浜信用金庫 | |

以上